

介護・障害福祉従事者人材確保・育成支援事業（案）

福祉課・介護高齢課

1 補助事業名

介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金

2 補助金の目的

介護施設又は障害福祉施設を運営する法人等の職場を改善する取組、求人活動に資する取組及びイメージアップに資する取組を支援することにより、介護施設又は障害福祉施設で働く人材の確保及び職場への定着の促進を図る。また、事業を通じ法人等における人材確保等に対する課題・目標を明確にするとともに、人材確保等の手法の習得、他法人等との情報共有及び行政との連携を目的とする。

3 対象事業者

- ・介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者
- ・市内に法人・事業所本部を置く法人・事業者
- ・市税の滞納がない者

4 補助事業及び対象経費

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額
人材確保・職場定着に向けた業務改善・充実を行う事業	人材確保・職場定着に向けた業務改善・充実を行う介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者	人材確保・職場定着に向けたコンサルティングを専門業者に委託する費用	2/3	50万円
求職者を対象に実施される合同企業説明会等に参加する事業	求職者を対象に実施される合同企業説明会等に参加する介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用又はレンタル費用	2/3	50万円
採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成や改修を行う介護施設又は障害福祉施設を運営する法人・事業者	採用に関するホームページの新規作成又は改修を専門業者に委託する費用	2/3	50万円
その他人材確保及び職場定着のための事業	人材確保及び職場定着のために特に有効と認められる事業を実施する法人・事業者	人材確保及び職場定着のために特に有効と認められる事業に要する費用	2/3	50万円

注1 複数事業の組み合わせは可能とする

注2 数年継続して同一事業を行うことは可能とする

注3 これまで法人独自で行ってきている継続事業は原則認めないこととする

《参考：対象経費（例）》

区分	内容
謝金	コンサルタント等専門家への謝礼金等
旅費	コンサルタント等専門家の招聘旅費等
賃貸借	会場、機材等の借り上げ料等
委託料	会場設営、調査研究等
消耗品費・印刷製本費	資料のコピー費等
その他経費	市長が特に必要と認める経費

5 補助事業流れ

- (1) 募集 ※募集期間設定
- (2) 書類審査 ※必要に応じてヒアリング
- (3) 交付決定：書類審査後、随時
- (4) 中間報告会：事業状況の報告/行政及び関係団体同士の情報交換
- (5) 実績報告書の提出
- (6) 交付額確定
- (7) 事業報告書：交付決定が行われた翌年度から3年間、事業報告書を提出
- (8) 事業成果報告会：事業成果の報告/行政及び関係団体同士の情報交換